

第3回 木曾三川下流部 船舶対策協議会

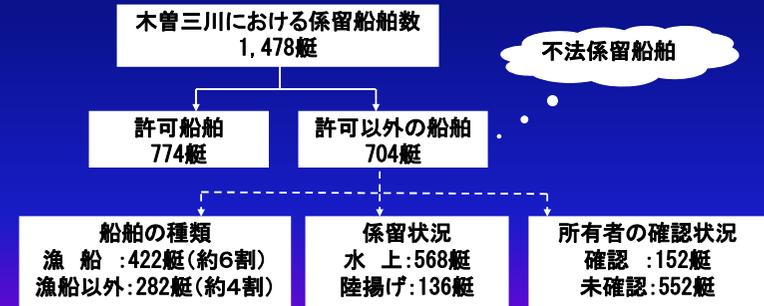
国土交通省 木曾川下流河川事務所

木曾三川下流部船舶対策の 基本方針について

- (1) 現状の整理
- (2) 計画策定の対象区域
- (3) 計画策定における基本方針

(1) 現状の整理 係留船舶の現状

- ・木曾三川下流部全体の係留船舶数は1,478艇
- ・その内、不法係留船舶は704艇である。



※平成18年に実施された船舶調査に基づく船舶数

(1) 現状の整理 許可船舶

- ・長良川河口堰建設や高潮堤防整備などの工事により、河岸に係留されていた船舶の移動場所として、高水敷の一部を利用して低水護岸を整備し、地元自治体が占用し、元の利用者に使用許可を出している経緯がある。
- ・許可を受けた船舶774の7割は漁船であり、残りの3割はプレジャーボート等で暫定的に使用を許可したものと利用者により後発的に許可したものがある。

◆許可をうけた船舶の種類

	木曾川		長良川		揖斐川		多度川		合計
	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	
係留船舶	47	15	103	11	2	360	4	0	542
漁船	41	1	35	3	0	96	1	0	177
プレジャーボート	8	1	7	2	0	37	0	0	55
業務従事船	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	96	17	145	16	2	493	5	0	774

※平成18年に実施された船舶調査に基づく船舶数

(1)現状の整理

不法係留船舶の内訳



※平成18年に実施された船舶調査に基づく船舶数

(1)現状の整理

不法係留のパターン2

入江箇所への放置



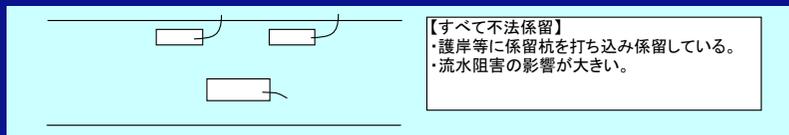
◆所有者不明の放置艇



(1)現状の整理

不法係留のパターン1

本川に単独で係留



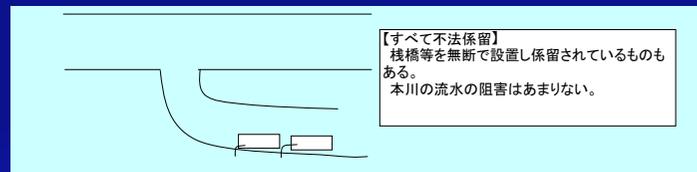
◆不法係留船と不法係留杭



(1)現状の整理

不法係留のパターン3

支川における放置



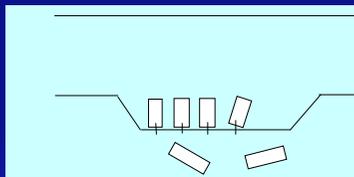
◆棧橋等の無断設置



(1)現状の整理

不法係留のパターン4

変形護岸における係留



【許可された係留】
変形護岸の管理者から許可を受けた船舶。
【不法係留】
無断で係留しているプレジャー ボート
高水敷への放置はすべて不法。
流水の阻害はあまりない。

◆変形護岸の状況



(1)現状の整理

不法係留船舶の問題点(事例①)

流出による橋梁の損傷



河川管理施設の損傷

※太田川河川事務所より引用

(1)現状の把握

不法係留船舶の問題点

① 治水上の支障

- ・洪水の流下阻害
- ・洪水時の流失による河川管理施設等の損傷
- ・河川工事への支障
- ・津波・高潮の被害を拡大

② その他の支障

- ・油漏れ事故等の発生
- ・自由使用の妨げ
- ・景観の阻害
- ・護岸に係留環を打ち込むなどの河川管理施設等の損傷

(1)現状の整理

不法係留船舶の問題点(事例②)

護岸に係留杭を打ち込んでいる



河川管理施設の損傷

(1)現状の整理

不法係留船舶の問題点(事例③)

沈没船からの油漏れ



(1)現状の整理

係留施設の現状1

◆木曽川 (木曽岬町加路戸)



(1)現状の整理

係留施設の許可・管理

- ・木曽三川の係留施設である変形護岸は、国土交通省が設置し、自治体が占有許可を受けている。
- ・係留施設(変形護岸)の管理は、自治体へのH21アンケート調査によると協議会や規定等を設け、漁業関係者・変形護岸の代表者等が運営している。

《設置主体》 国土交通省
↓ (占有許可)
《管理主体》 自治体(市町等)
↓ (協議会・規定等)
漁業関係者・変形護岸の代表者等

(1)現状の整理

係留施設の現状2

◆木曽川 (立田村後江:愛西市後江)



(1)現状の整理

係留施設の現状3

◆木曾川（八開村塩田：愛西市塩田）



17

(1)現状の整理

係留施設の現状5

◆長良川（松ノ木）



19

(1)現状の整理

係留施設の現状4

◆長良川（下坂手）



18

(1)現状の整理

係留施設の現状6

◆長良川（海津）



20

(1)現状の整理

係留施設の現状7

◆揖斐川（上之輪）



21

(1)現状の整理

係留施設の現状9

◆港湾区域（桑名港）



23

(1)現状の整理

係留施設の現状8

◆揖斐川（下深谷部）



22

(1)現状の整理

係留施設の現状10

◆港湾区域（赤須賀港）



24

(1) 現状の整理

係留施設の現状把握

- ・木曾三川の係留施設に約300～450の空きスペースが存在する。
- ・許可船舶数は平成18年の船舶調査
- ・許可件数は平成21年に実施した自治体のヒアリング

	木曾川	長良川	揖斐川	合計	比較	港湾区域
係留施設設置可能数	250	429	274	① 953	-	235
許可船舶数 (H18調査)	109	166	237	② 512	①-②= 441	262
許可件数 (H21ヒアリング)	144	258	229	③ 631	①-③= 322	57※

※赤須賀漁協の係留船舶を除いた件数

25

(2) 計画策定の対象区域

本計画の対象区域は、木曾三川下流域を対象とする。



26

(3) 計画策定における基本方針

不法係留船舶対策の理念1

- ・木曾三川では『船』を利用した生業が古くから営まれてきた歴史的な背景を有する。
- ・さまざまな歴史的な経緯から『変形護岸』が設置され、生業を営んできた『漁業関係者等』が管理・運営するようになった。
- ・所有者が判明している船舶(漁船)については、変形護岸の設置経緯を踏まえると強制的撤去措置の対象とするのは難しい。



このような背景を踏まえれば、漁船と漁船以外(プレジャー等)で不法係留船舶対策の進め方に一定の差異を設けることが必要である。

27

(3) 計画策定における基本方針

不法係留船舶対策の理念2

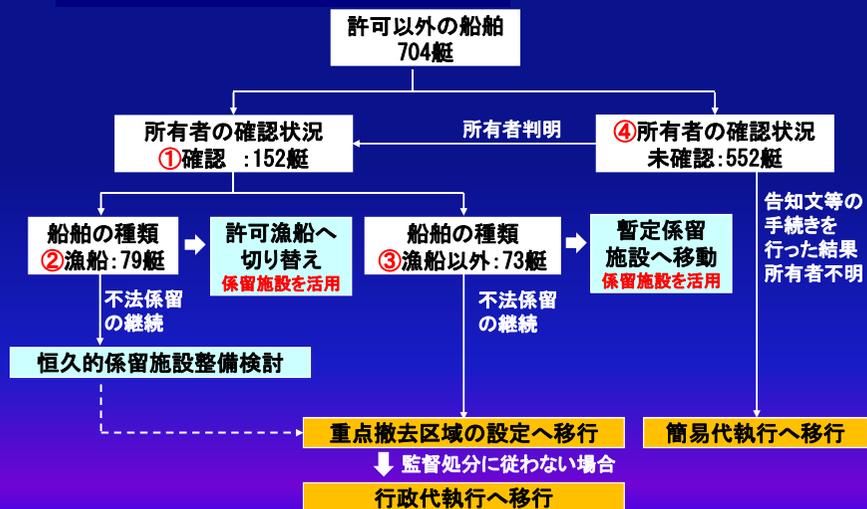
- ・これまで変形護岸の許可を自治体に与え、漁業関係者等が運用してきた。
- ・現在、変形護岸の空きスペースが300艇分以上ある現状を踏まえる必要がある。



係留施設活用の方策を定め、自治体(市町)及び漁業関係者等の使用者、流域住民を中心とした世論の理解が得られるように変形護岸の将来ビジョンを定める必要がある。

28

(3) 計画策定における基本方針 不法係留船舶対策の進め方1



(3) 計画策定における基本方針 簡易代執行

・告知文等の手続きを行っても所有者が確認できない船舶については、簡易代執行に移行する。



所有者が確認できない船舶を対象に簡易代執行を実施する。

(3) 計画策定における基本方針 不法係留船舶対策の進め方2

①所有者が判明している船舶

所有者が判明している船舶については、文書・パンフレット等により自主撤去を求め。なお、現在使用しており、自主撤去に応じない場合は以下②③に示す方法に移行する。

②所有者が判明し、現に業を営んでいる漁船

変形護岸の空きスペースを利用できるように、変形護岸設置の経緯を踏まえ、漁協等の協力を得ながら許可漁船に切り替えていけな
いか検討を行う。

③所有者が判明し、現に使用されているプレジャー等

新たな条件を付けて、変形護岸の空きスペースを暫定係留施設として利用できないか漁協等の協力を得ながら検討を行う。

④所有者不明の船舶

告知文等の手続きを行っても所有者が確認できない船舶については、簡易代執行に移行する。なお、所有者が判明した場合には①の手順に戻る。

(3) 計画策定における基本方針 重点的撤去区域の設定

・所有者が判明している船舶(漁船以外)を対象に不法係留が継続している船舶は、重点的撤去区域の設定による強制的撤去措置への移行の対象となる。



所有者が判明している船舶(漁船以外)を対象に治水上の支障等を勘察して必要性の高い場所から順次、重点的撤去区域を設定し、
監督処分に従わない船舶に対して、行政代執行を実施する。

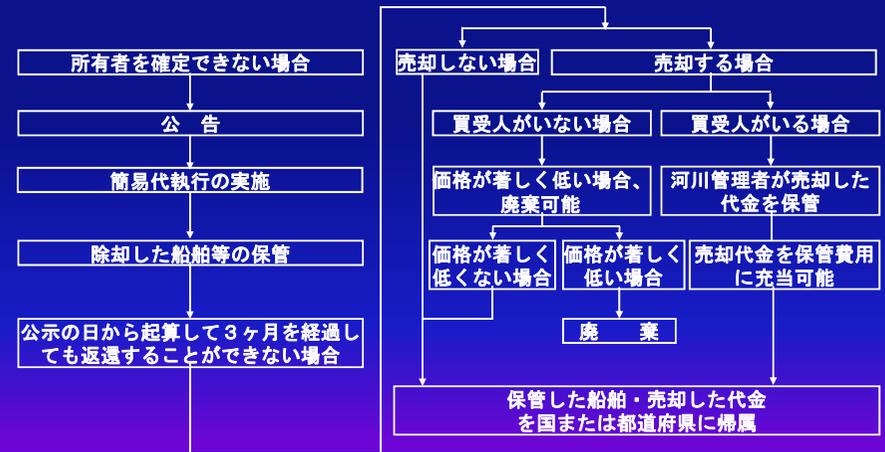
(3) 計画策定における基本方針 恒久的係留保管施設整備検討

・所有者が判明している船舶(漁船)については
変形護岸の設置経緯を踏まえると強制的撤去措置の
対象とするのは難しく、新たな暫定或いは恒久的な
係留施設の検討が必要となる。

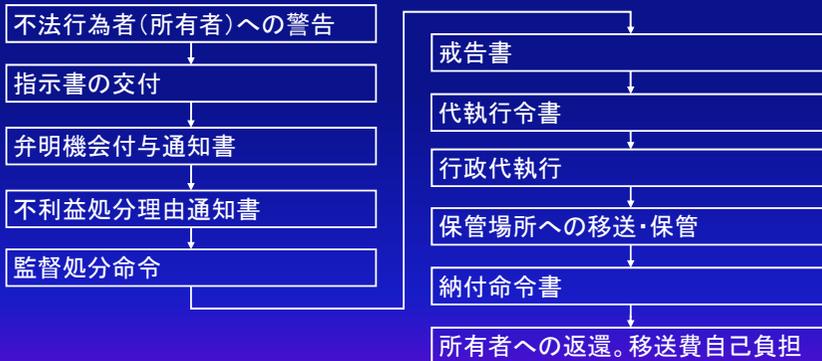


所有者が判明している船舶(漁船)を対象に
新たな暫定 或いは 恒久的な係留施設の検討を行う。

(参考)簡易代執行

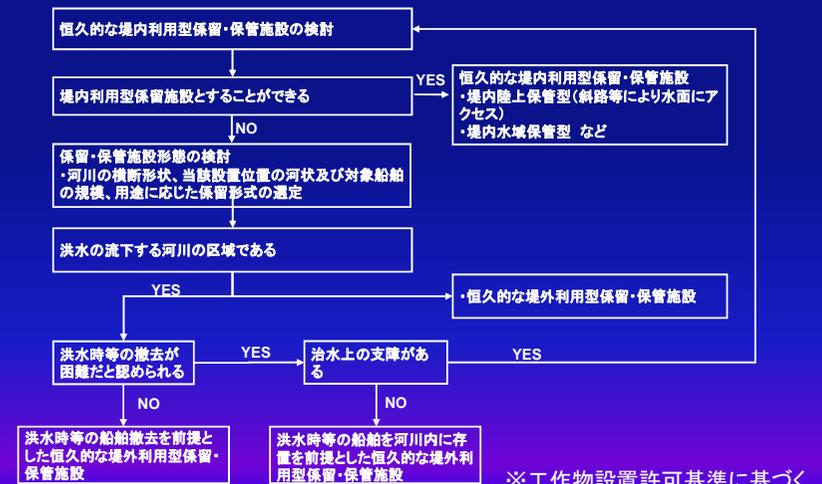


(参考)行政代執行



平成10年2月12日付建設省河政発表16号河川局長通達に基づく

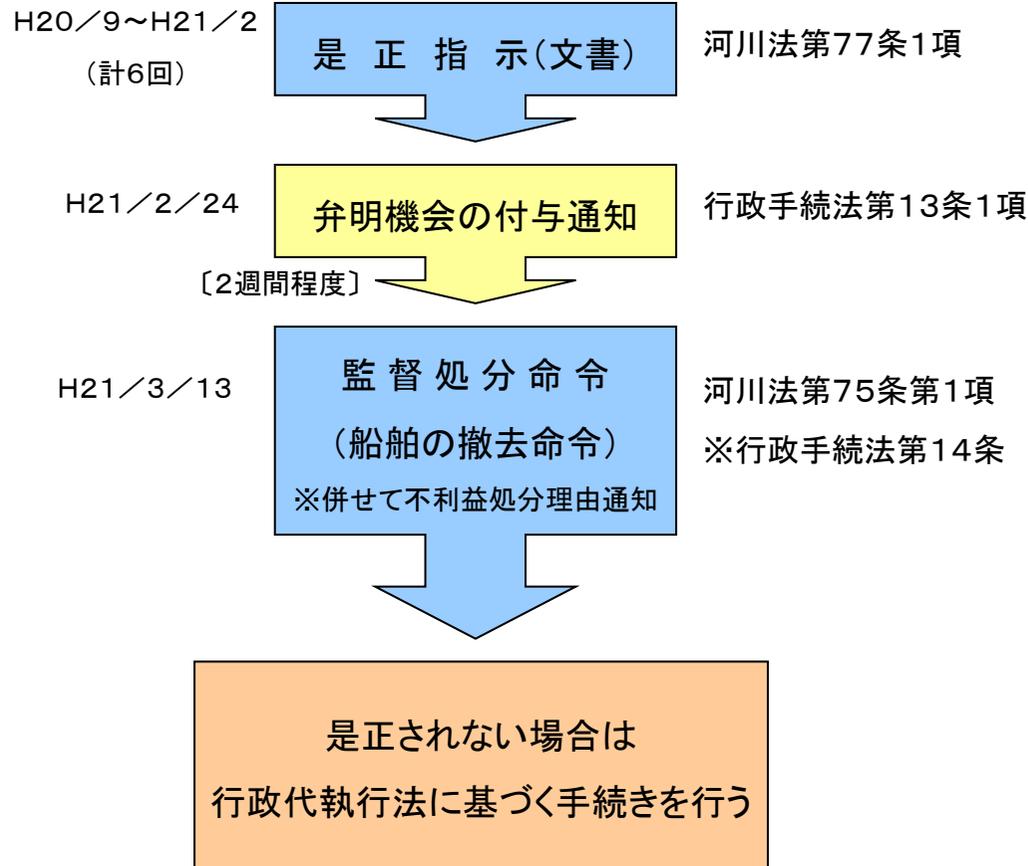
(参考)恒久的係留保管施設整備検討



※工物物設置許可基準に基づく

大型作業船の是正措置状況について

対象となる大型作業船は、船体規模が大きく(幅約15m長さ約40m)、相当の重量があり(鉄製・燃料のA重油32kl)、当地への係留から12年が経過して船体の腐食による老朽化も進んでいる上に、長良川本川の流水を阻害する場所に不法係留されている。河川管理者としては、浸水沈没等により治水面、利水面、環境面で著しく公益に反するような事態を引き起こす可能性が大きいと判断し、是正措置を開始した。



大型作業船

係留場所: 長良川左岸12km付近



大型作業船位置